

## ミャンマー人外国人技能実習生を支援、保護 労働基準監督署に調査を求める

JAMは、FWUBC(在日ビルマ市民労働組合)<sup>※1</sup>とともに、外国人技能実習生<sup>※2</sup>5人を支援、保護し、2月26日愛知県庁で記者会見を開きました。

豊橋市で働く実習生が、単純労働による未払い賃金と長時間労働をさせられていたことに対し労働基準監督署に申告、調査や行政指導を要請、外国人技能実習機構に保護を求めました。

賃金は、時給換算すると時給220～340円程度と最低賃金<sup>※3</sup>を下回っていました。

なお、外国人技能実習生5人は、現在シェルターに居住、管理機構が次の実習先を検討しています。

相 談 日：2019年1月  
外国人技能実習生：ミャンマー人5名  
就 労 先：愛知県豊橋市の大葉農家  
連合愛知への協力要請：2019年2月  
労基署への申告：2019年2月26日  
労基署への申告内容：①人権侵害  
②労基法違反  
事業主へ団体交渉申し入れ：2019年2月26日  
実習生5名の保護：2019年2月26日  
記 者 発 表：2019年2月26日

※1 FWUBC (在日ビルマ市民労働組合)

2002年4月に結成されたビルマ(ミャンマー)人の労働組合で、JAMは結成当初から支援している。

※2 外国人技能実習生

我が国が先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和ある発展を図っていくため、技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的としている(厚労省HP)。

※3 最低賃金

最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度(厚労省HP)。外国人労働者、技能実習生にも適用され、愛知県の地域別最低賃金は2018年10月から898円。

